

第6章 配慮書についての縦覧状況並びに知事の意見
及び都市計画決定権者の見解

第6章 配慮書についての縦覧状況並びに知事の意見及び都市計画決定権者の見解

6.1 配慮書についての縦覧状況

・縦覧期間：平成26年12月19日（金）～平成27年1月22日（木）

縦覧場所		縦覧者数
武豊町	厚生部環境課	2
半田市	市民経済部環境課 ^{注)}	0
	市民経済部クリーンセンター	0
碧南市	経済環境部環境課	0
常滑市	環境経済部生活環境課	0
南知多町	厚生部環境課	0
美浜町	経済環境部環境保全課	0
合 計		2

注) 半田市は、平成27年1月5日より市民経済部環境課が半田市新庁舎へ移転することに伴って、市民経済部環境課を縦覧場所として追加し、平成27年1月5日～平成27年1月22日の間縦覧を行った。

6.2 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
はじめに		
(1)	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
1 全般的事項		
(2)	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めます。
(3)	事業実施想定区域の位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容をわかりやすく示すこと。	事業実施想定区域（方法書では「事業実施区域」）の位置を決定した経緯及び配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容を、表を用いてわかりやすく方法書に記載しました。
(4)	ごみ処理量が減少傾向で推移していることなどを踏まえ、必要に応じて施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させていくこと。	今後、最新データ等に基づき、計画施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させます。
2 大気質、騒音及び振動		
(5)	工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮して設定した上で、適切な調査計画とすること。	工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮してより広範囲に設定し、住宅の立地を考慮した調査計画を策定しました。
3 土壌		
(6)	事業実施想定区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壌汚染が確認されていることから、適切な調査計画とすること。	事業実施区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壌汚染が確認されていることから、方法書の調査に加え、今後、事業実施区域内において、より詳細な調査計画を策定します。
4 景観		
(7)	事業実施想定区域の隣接地において、(仮称)地域交流センターの建設が計画されていることから、煙突の高さ及び施設の配置だけでなく、煙突の位置及び施設の形状、色彩にも配慮した計画とすること。	煙突の位置及び施設の形状、色彩にも配慮した計画とし、周辺景観との調和に努めます。

表 6.2-1(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5 その他		
(8)	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、平易な表現や図表により、わかりやすく簡潔な内容となるよう努めます。